

平成26年第3回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年9月12日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

14番 阿部雅志 16番 出口治男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
市場支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸

農業委員会局長 高橋 弘 一

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 5 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 1 6 議案第 5 6 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 7 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 5 8 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 6 0 号 阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 6 1 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成
立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

8番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

8番森本節弘君。

○8番（森本節弘君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議席番号8番、志政クラブ森本節弘、平成26年第  
3回阿波市議会定例会での一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、先般の広島市における土石流を初め、全国各地で集中豪雨による被害が発  
生しております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災  
された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、台風11号、12号により徳島  
県内の広い範囲において被害に遭われた皆様に対しましても謹んでお見舞い申し上げま  
す。

阿波市におきましても、床上浸水が6件、床下浸水36件、道路、河川、林道、農地等  
に多大な被害を受け、市内各所に避難勧告、避難指示が発令されました。今後の防災体制  
の強化はもちろんのこと、このたびの浸水被害においては、徳島県はもちろん、阿波市の  
治水、排水体制のよろさを痛感した次第であります。

それでは、排水対策については後ほどお伺いすることといたしまして、まず第1の学校  
給食組合についてお伺いいたします。

阿波市において、8月26日に阿波市学校給食センターの竣工式が盛大に行われまし  
た。また、来年3月をもって、板野郡西部学校給食組合が45年の幕を閉じようとしてお  
ります。

そこで、質問なのですが、板野郡西部学校給食組合の運営と阿波市、上板町、板野町と

の来年3月までの解散に向けた協議の進捗状況についてお聞きしたいと思います。また、地方自治法の中に、地方公共団体の組合の節で、288条の解散、それから289条財産処分、これは什器と職員、臨時職員も含めての財産処分という考えでお聞きしたいと思います。それを受けて、290条の中で、議会の議決をする協議とありますので、この部分に対しましても、阿波市の見解、どのように進めていられるのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） おはようございます。

森本議員の一般質問であります板野郡西部学校給食組合の運営、また解散に向けた協議の進捗はということにつきましてご答弁いたします。

阿波市では、平成17年4月の阿波市誕生以来、重要課題の一つである学校給食の統一化に向けた施策を展開してまいりました。来年の4月からは、阿波市市内全域の幼稚園、小学校、中学校への新学校給食センターから給食を開始できるよう手続を進めているところでございます。

ご指摘の土成町、吉野町の学校給食は、現在板野郡西部学校給食組合からの提供を受けております。この板野郡西部学校給食組合は、平成27年3月31日の解散に向けて、構成市町で協議を進めているところであります。

これまでの経過を説明させていただきますと、阿波市内の学校に統一した学校給食を提供するため、平成20年12月に阿波市長から板野郡西部学校給食組合へ組織体制の変更についてということで依頼文書を提出しております。その後、平成23年8月には、平成27年3月末をもって板野郡西部学校給食組合からの脱退についての依頼文書を送っております。また、上板町長、板野町長に対しましても同趣旨の文書を送付し、両町からは、全員協議会において説明した結果、了承を得られたとの回答をいただいております。

一方、平成24年8月には、板野町より、阿波市、それから上板町に対しまして脱退の申し出、さらに平成25年3月には脱退予告が送られてまいりました。現在は、これを受けて、板野郡西部学校給食組合議会幹事会において、来年の3月31日解散に向けて協議を進めているところであります。

今後、解散に向けての手続といたしましては、阿波市議会において、板野郡西部学校給食組合の解散について、議員ご指摘のありました地方自治法第288条及び290条の規定によりまして、議会の議決が必要となります。また同様に、地方自治法第289条の規

定によりまして、組合解散に伴う財産処分についても議会の議決が必要となります。本年12月議会には、両案件につきまして提案したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

この中で、財産処分についてであります。組合の財産として現在基金がございます。これにつきましては、平成26年1月31日末現在ですけれども、5,074万9,781円ございます。それと、土地が2,907.44平米、それから建物として鉄骨スレートぶき平家建て、一部2階建てとなっておりますけれども、936.2平米ございます。あと、備品類一式などとなっております。これらの財産の帰属先、配分方法、配分割合等協議を行っているところですが、配分割合につきましては、組合設立当初から組合解散までの構成市町の分担金、負担金の割合に応じて配分する方法で協議を進めております。阿波市においては39.2%程度になろうかと思っております。

解散後においては、残務処理の継承の課題、3市町で共有となる土地、それから建物の維持管理や処分についての課題、特に建物につきましては、1年間上板町の給食センターとして使用したいとの申し出もありますが、最終的には、老朽化も進んでおりますので、解体工事が必要と考えております。これらの費用につきましては、配分割合に応じた負担が発生するものと考えております。

今後は、平成27年3月31日解散に向けて、組合財産の処分、残務処理等が円滑に進められるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

職員については、現在正規職員と臨時職員が勤務しております。阿波市から勤務している職員もいます。当然解散するとなると職を失うということになりますので、その点については阿波市としてもできるだけ支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 大体おさらい的にちょっと説明していただきまして、私も組合議員なんで、市長と一緒に、またほかの議員とも一緒に議会へ出ております。今回質問した内容で、事実といたしまして組合解散になってるんですけども、どうも地方自治法の中で、私もちょっと初めて、またこういうことを処理していかないかなっていうのがさっき次長説明していただいた解散についてなんですけども、第288条によりまして、一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により総務大臣または都道府県知事の届け出が必要と。ほれと、財産処分です。財産処分

に関しても、289条に対しまして、財産処分を必要とするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定めると。それを受けて、290条の中の議会の議決を要する協議といたしまして、290条によって前の2条の協議については関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないという事で、この間の議会でもちょっと説明受けました。

この西部学校給食組合、当初、その当時は板野郡の西部4町で結成いたしました、今の阿波市の給食センターと一緒に大体4,000人ぐらいの規模で始まったと思います。現在数は、教師の方よして、約3,800人ぐらいの給食規模を提供しているそうでございます。この学校、私が中学校のときだったと思うんですけども、初めて給食っていうものを食べて、そして自分の記憶では4年生か5年生ぐらいだったかなと思うんですけど、何かこれ資料見てたら、給食開始が45年7月ですか、からだったので、中学になってからかなと思いました。やっぱり感動しまして、そのころはアルマイトっていう、ああいうふうな何かアルミみたいなやつに御飯、御飯はそんなになかって、パンがほとんどで、すごく都会的な実感でおいしく食べたというふうな記憶があります。その後、またいろいろ方向出てきまして、私らのときは御飯なんかでも今みたいな、この間給食センターで食べたようなあんな地元産の御飯じゃない、アルファ化米、カベイとかカマイとかというんですか、こんなビニールみたいなやつに入って、むいて食べよったような気がして、あれはいただけなかったかなと思うんですけども、どんどんどんどん給食のほうも進歩しているように思いました。この間の給食センター、本当に素晴らしいもので、そういうふうなことも経てここの西部学校給食センターも開設当時はすごい近代的な設備を備えたんですけども、これからは45年、大方半世紀ですよ、たつて、解散に向けての整理に入っているようです。でも、上板さんのほうが一応議会のほうの議決というか方向を今定めてるようで、今次長にもお伺いしたように、12月議会でのうちのほうの議会の議決も必要とされてますので、そこをまた理解の上で、進めていってもらいたいと思います。

昭和44年6月26日に、当時板野郡の西部4町である土成町、吉野町、上板町、板野町において、最先端の学校給食を提供するため板野郡西部学校給食組合が設立され、1年後の昭和45年7月13日は、給食開始承認をいただき、学校給食が開始されました。それからおよそ半世紀に近い歴史をたどり、今日に至ります。どうか最後まで先人の思いがこもった給食組合の解散が円滑に、またその意思が阿波市学校給食センターに受け継がれることを願いながら、次項の質問に移ります。

続いて、これがちょっと最近の豪雨にもよって、前から質問ずっと繰り返してお願いし



であった排水路対策なんですけども、排水路対策について、今回平成26年3月付で発表された阿波市排水対策基本計画についての説明と今後の工事詳細計画をどのように実行に移すのかをお尋ねします。

また、2項目めに書いてはあるんですけども、吉野町の柿原1丁目の熊谷川周辺、それから柿原小学校、阿波高の前から吉野川の河川にかけての周辺、それから私どもの地元西条の宮ノ前から井ノ元庄境、上板の町境までの排水対策の市の方針をちょっとお聞かせ願いたいと思います。なぜかという、この吉野地区のほう、熊谷川周辺に関しては阿讃のほうの谷からの水が吉野川のほうに排水されるということで、阿波市の場合、五明谷から熊谷川までの間、大体大きな中小河川が13本あります。その13本の河川っていうのは、やっぱり地形からいって、阿讃からずっと吉野川のほうに、最初はポンプアップっていうところで、通常は樋門から流れよんですけども、私どもの場合の避難経路にもあたる宮ノ前とか阿波高の付近からずっと上板町境に関しては排水できる谷っていうものはありません。そういうところで、ここにいつも大体水がたまるんです。そういうことも含めて、吉野町地区の中小河川の少ない地区の排水対策の市の方針をお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 森本議員の一般質問、排水路対策について、1点目の市内排水対策の工事詳細計画をどのように考えていくのかについてお答えいたします。

昨年度策定いたしました阿波市排水対策基本計画につきましては、特に浸水被害の多い地域や道路冠水が頻繁に発生する地域2カ所を選定し、浸水被害軽減につながる整備手法の検討を行っておりますが、計画は市内全域を対象としているため概略的な基本構想となっており、排水計画に沿って事業を実施するに当たりましては、整備区域の流域などの詳細調査を行った後に、詳細な対策工の整備計画を決定する必要があります。実施に当たりましては、市が整備を行うもの、また国土交通省や県にお願いするものを分担し、計画的に行っていきたいと考えております。

続きまして、議員のほうから具体的な箇所の排水対策についてご質問がありました。課題となっております3カ所は、いずれも本排水計画の対象箇所となっております。1カ所目の柿原1丁目、熊谷川周辺でございますが、この地域は大谷川と熊谷川の合流部に位置しており、排水機場は整備されているものの、河川流域が広いとポンプ能力が追いついておらず、豪雨時は周辺一帯が浸水に見舞われている状況でございます。今後の対策考といたしましては、排水機場の能力向上への要望や現在県が進めています河川改修事業の推

進が必要と考えております。

次に、柿原小学校前につきましては、県道徳島吉野線の横断溝が課題となっているため既に県への要望を行っており、市の取り組みとあわせた整備が必要と思っております。また、西条宮ノ前、一条小学校付近の県道徳島吉野線の道路冠水や周辺の排水対策につきましては、排水先であります板名用水の排水断面の課題や下流域の影響も大きいため、流域の詳細調査がまず必要であると考えております。しかし、全ての浸水対策を軽減、解消するには大きな予算を要しますことから、浸水頻度の高い箇所や緊急度の高い箇所を考慮し、計画的な取り組みが必要であります。対策を進めることにより、少しでも住民の皆様が安心して生活できる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 8年間ずっと一緒なんです。もうほれはわかるんです。予算伴うし、排水もう全国、今回の雨もそうやし、今本当に集中豪雨っていうか、台風だけに限らず、急な雨がすごいですよね。台風に関しても、以前はフィリピン沖っていうか、あの辺で発生したやつがずっと日本のほうに上がってくるんですけども、近年は沖縄付近から、それについてこの間の台風なんかは九州の南の海上で熱帯低気圧から大きな台風が発生してくると。集中豪雨も恐らくこれ、何か日本なんか亜熱帯になりよんかなっていうような、亜熱帯になったけん、可能性かどうか、今東京とか全国では Dengue 熱みたいなものもはやりよるし、ああいう部分でかなり雨量がふえてます。日本全国そうだと思います、水の多い処理は。

私、阿波市の地形を考えた場合は、内水の対策はどなんしたって吉野川にはくしかないんです。吉野川にはくしかないんやけども、ずっとこの何年間か、この間の質問にもあったように、河川、吉野川の一級河川の国関係の関係をこれも恐らく河床が上がった原因もあるんじゃないかと、ほれから昨日も質問に出ましたように、今13本のうちの中小河川である谷、これに対しても土石流の指定河川であったり、それから砂防の関係の河川であったりで、かなり急な河川です。増水時には十分はけるっていうか、そういうふうな機能を果たしてません。それも恐らく、今も部長のおっしゃってたように、もう陳情しかないんです、今のところ。ただ、これからは今のこの台風だけに限らずすごい雨なんで、恐らくこれ地域からも国に発信して、国、県を動かすような排水対策、冠水対策が必要になってくるのかなと思ってるんです。なぜかという、国の地方交付金の中の内訳の土木

費ってありますよね。土木費の中のほとんどの場合が、今は国づくりで道路橋梁費です。その後が、これ国が管理しよんねんけど、国道の部分、県も含めてですけど。ほれと、河川費っていうんもあります。その大体2本がほとんどほの国の交付金の中でいただいて、その中で私どもいろいろな工事とか災害に対しての工事やってるんですけど、排水とかももっとも本当に昔から大事なんやけど、そういう部分を地方団体に、地方自治体に任せられとうというか、そういう部分でその他の土木費のほうに入ってるっていうんが現実です。

再問になるんですけども、ちょっと市長にお伺いしたいんは、7月2日に四国治水期成同盟連合会って中央総会に参加していただいて、その中で被害軽減のための予算確保、国に強く要望したということで、ここの予算確保の中のちょっと詳細な部分がどういうふうな要望だったんかってお聞かせ願えたらと思うんですが、よろしいですか。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 森本議員のほうからは、特に阿波市の排水対策の中で、熊谷川周辺、あるいは柿原小学校前であるとか井ノ元、ほのあたりの排水対策をどうなってるのか、あるいは阿波市の排水対策の基本計画がどんな格好でこれから先実行されていくのかという中で、私のほうには想定外の質問なんですけど、四国治水対策のほうで、どんな国のほうに要望にしたのかという案件でございます。

これにつきましては、私も先般まで、四国の直轄河川、7河川あると思うんですが、その副会長を務めさせていただいておりました。そんな中で、私一番徳島県、特に阿波市が恵まれてるっていうのを感じたのは、ご承知のように、吉野川、全国河川の中でも四国三郎といわれる三男坊、暴れ川ということで、徳島から池田まで80キロ、本当に直線に近い川っていうのは全国にどうも例がないようです。国交省の方にもお尋ねしましたら、全国の河川の一級河川の中で、特に四国河川の中でも、堤防の整備状況、徳島の吉野川、特に中流域から下、岩津橋から下ですかね、これは一番進んでるんじゃないかと。堤の高さもしっかりしてますし、高さもしっかりしてる。そんなような説明を受けてます。

じゃあ、四国の水の状況どんなんかってお聞きしたら、全国から比べたら被害状況4.3倍ぐらいの四国は被害を受けてる。しかも、特徴なのは、島じゃないんですが、非常にちっさい国土の中で、四国全域が高い山と海岸への距離が短いということで、非常に河川が急峻になる。集中豪雨等々あれば、一気に水が下ってくる特徴があるらしいです。そんなところで、なかなか予算に伴う整備計画が伴ってないということで、被害も全国平均か

ら比べて4倍以上の被害を受けてる。

そういうことを知った上で、じゃあ阿波市の排水対策ってどうなってるのかっていうことなんですが、今森本議員のほうから質問がありましたけれども、しっかりと議員は阿波市の地形を熟知してるのかなって。特に阿波町の場合は、阿讃山溪から吉野川へ、県河川、県の一級河川が吉野川まで堤防でつながってる。比較的天井川じゃなくて川のほうが低いということで、平地部の扇状地ですか、平地部の部分の水が一級河川のほうへはめれる状況にある。あとは、内水対策、一部で被害も出てますけれども、比較的吉野、土成、特に吉野から比べると、そうですね、条件はいい。そのような地形も利用して、今現在阿波市では、阿讃から吉野川へ来る水を、本来排水対策というのは基本的に下からやるのが常識らしいんですが、阿波市の場合はちょっとやり方が変わってます。特に阿波の場合には、阿讃山脈の麓から順次水を県の一級河川のほうへ流し込んで。一番いい例が、この市役所のすぐ北の東西線、白歩道の下にカルバート、普通の側溝じゃないですね、カルバートを入れて、それぞれ大久保谷、あるいは伊沢谷へ水を入れる。できるだけ吉野川流域の沿線の内水をとにかくとめようじゃないか。後々の予算負担も少なく済むだろうということで、遠大な計画で今現在進めております。

ただ、吉野地区につきましては、ちょっと阿波町と地形が違うかな。やっぱり天井川なんですよ。なかなか熊谷川等々へ内水、田落としの水って言ってますけど、田落としの水を入れられない。そんなところで、県のほうへも熊谷川をできるだけ川の底を下げしてほしい。どうせ整備計画やるなら低くして、熊谷なら熊谷川へ内水の田落としの水を入れていこう。

もう一点、欠点があるのは、鳴池線がどうしても上から来る田落としの水をせきとめてるきらいがある。そういうところの横断溝ですか、そんなところも道路整備のときにそこまで考えてなかったんじゃないかなという大きな欠点があります。特に土成の水、吉野へ全部行くわけなんですけど、いつも職員に私も言ってるんですが、阿讃の麓から吉野川の内水被害のところまでとにかく歩いてくれ、空から見てくれ、上からとにかく抑えこい。排水の基準ですか、下からじゃなくて上から抑える。そんなところで、土成にある阿波用水あたりも一部ふたをしてるところもありますけれども、とにかくふたをしないように地域の方にもしっかりと説明して、とにかく上から来る水は阿波用水を利用して宮川内の谷へ入れていけ。あと、鳴池線あたりの道路、上から来る水をせきとめてますので、そのあたりもしっかりと東西線みたいに何とか横断溝の改革をやってやれんかな。そんなところを

考えながら、阿波市の排水対策の基本計画をこしらえています。

ただ、部長からもお話ししましたがけれども、いきなりなかなか、予算限定されますので、地域の方の希望に沿うようなことができない。時間がかかっていると思ってます。ただ、これから先、私も自然と闘う場合、特にこういう自然、集中豪雨、非常に頻繁に起こってますけど、闘う場合に、国も県も市も自分の決められた範囲、例えば国で、吉野川であったら一級河川ですから、国が直轄でやる。あるいは、県だったら、県河川については県が責任がある。その他の河川については市が責任があるというんじゃないで、それぞれお互いが自然との闘いですから、国も県も市も地域の方もしっかりと連携して、自然と闘いをやって勝っていこう。だから、そういうなことを私も四国治水のときにお話ししてあります。

谷島の堤防も随分と無理言いまして、本当に国のほうでやっていただいたんですが、そのときも、阿波市の広報1面トップに、直轄河川の事業を阿波市の広報のトップ記事に入れた。国交省にも持っていきまして説明しましたら、全国では国の直轄事業で市の広報に1面トップで設計図を載せてくれて、地域住民にも周知していただくし、市の建設部長が県外まで行って用地交渉までしていただいたっていうのは、こんなこと初めてですって随分と感謝もしていただいたり、協力もしていただいております。

これから先、行政を進める上で、地域住民、そのあたりもしっかり私ども説明責任も行いますし、国、県、市、とにかくこちらから要求、要望じゃないんです。一緒にとにかくやってください。縦割りじゃない。組織じゃない。自然との災害と闘うためには、とにかく国も県も市も地域住民も一丸となってやっていかないと、これはおさまりつかないなということで、議員の方にも随分と、国会議員、あるいはそれぞれの省庁の、国交省、特に、皆要望、陳情をお願いしておりますけれども、これからもそんなところで、国、県、市、縦割りじゃなくて、自然のとの闘いは全部でとにかく闘っていく。連携して闘って、そんなところが一番重要ではないかと思ってます。だから、私は、国にも県にも要望じゃなくて、とにかくともに自然と闘ってください、それしか要望してませんので、ここしてくれ、あれしてくれじゃないんです。そんなところの勢いっていうんですか、ご理解いただきながら、事業を進めてるということでご理解いただきたいと思います。これからも地域住民の方にもそんなところもしっかりと説明責任を果たしながら、可能な限り早急に内水対策を解決できるようにこれからも頑張っていきたいと思いますので、議会の方も格別のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 最近のは台風とか豪雨も日々、もう毎日、いつ来るかわからんって言われとった大雨なんですけど、この今回の排水対策基本計画の中にも設計に上がってきとんも、大体10年に1度の台風とか、30年に1度とか、そういうふうなロングスパンの中での大雨を想定してます。これ今の雨、毎月でも来るんじゃないかって、今すごいですよ。12号のときだったかがもう前見えんし。今回私、地元の議員、皆さん一緒なんですけども、水が出るたびに出てます。出さされてると言ったら何ですけども。今回西条大橋から堤防、向こう1万1,000でしたっけ、流したときに、かなり上がって、何十年かぶりの内水の吉野川の水が多くなったんを見ました。

西条大橋から東に向いて、堤防は向こうに向いて走ったんですけども、私どものほうの井ノ元の付近に家があるんですけど、その台風で出た増水の水っていうのが、こっちの家より、堤防のほうの2階部分より高い部分ぐらいまで出て、うちのほうも今床上と床下で6件と36件っていう被害状況出とんですけども、私の地区、排水はもちろんのことで質問させてもらってるんですけど、1つこの間の雨で私の友人のところが、部長にも見ていただいたんですけども、こんな雨がなかったもんですから、夜は内水のほうが、内水つつうんですか、川のほうが上がって、それで今国交省も今無底のほうもしていただきながら、漏水対策もしていってもらってますよね。全線が漏水じゃないんです。漏水対策出てない箇所もあるんです。西条大橋のほう、左岸が東に向いて大体500メートルぐらい下がったところに、今回日曜日、11号、12号がはけたときかいね、電話かかってきまして、自分の家の建てた壁が、1メートル50ぐらいの高さで埋め立てしとるそれが返りよんで、沈下して。要するに、前の水が上がったもんだから、漏水が出て、その友人に言われて見に行ったんですけども、これはって、最初気づかんかったんですけど、裏のほうの田んぼがどんどんどんどんというて、ボイリングっていうんだけど、噴き出しとんです、もう。漏水があって。それをしよううちに、消防団の人も来てくれたり、ほれからほかの課の人も来てくれてっていうのが、ちょうど市道があるんですけど、その並びに。下に市道がずっと通つとる。そこもアスファルトを越して水がびゅうびゅうびゅうびゅう噴きよんです。これ久しぶりに見たなと思って。この家が今現在住めないような状態になって、そういうふうな今回の雨でした。

一たび水害が浸水が起こったりしたら、四国の水害被害っていうのは全国平均の3.4

倍、市庁舎よりも4倍ぐらいの高さになります。日ごろから財産とか、そういうふうな整備を失ったら、今回県のほうが復旧費用の補助もしてはいますが、莫大なお金がかかります。個人ではなかなか直せません。長いスパンで排水っていうものを国、県、地方の自治体を含めて一体になって道路橋梁費をいただけるような、地方交付金でできるような、そういうふうな予算づくりができないかっていうのを全国の地方自治体の市長に頑張っていたきたいなって実は思っています。私どもと昔から私が議員になって初めて何かあったら、根本は、我が町っていうのは台風だけでなしに、足元すぐもう漬かるのは当たり前かなと思ったり、昔から。江澤議員もおっしゃったような伊月、大野島の付近も、何か昔は雨が降ったら船が出して行きよったみたいな、もともと河川敷だったんで、河川だったんでそれもわかるんですけども、やっぱり阿波市の生命、財産を守るんは、基本は排水対策だと思います。排水対策はなぜできないかっていうと、地方自治体の予算じゃ全然無理です。10年、20年、50年、100年、お金も何百億円単位の部分を投資しても、現実完全な排水はできないだろうと。吉野川を抱えていますので。やっぱりお金を入れてそういう対策を本当に地道に考えていかないと、阿波市も本当言うと発展ないかなって思うぐらい、私はつくづく思います。

今回部長にもお願いをしよんですけども、排水基本計画が詳細設計になかなか移行できないのもわかります。今現実、排水でいろいろな問題が出たときも、担当課はっていうのは管理課の方が行かれています。舗装の復旧から河川の草取り、それからそういうふうな管理をする部分で。でも、ほとんど、今現場の方に聞いたら、水路の草とかそんなのたまったりやつとか、土砂とか、要するに側溝が老朽化してたまったりとか、草が生えたりとか、そんなばかりにお金が入って、年間大体4,000万円から5,000万円、補正入れたら6,000万円ぐらいの管理費出よんですけど、かなりの部分がそういうところに費やされとうと聞きます。

再々間で、今市長が四国の排水の概念というか考えはよく理解させていただきました。部長にお伺いします。

詳細設計に入っていくっていう部分で、私が言うように、管理課で今そういうふうな対策しよんですけど、排水対策の特別課みたいな部分を組織していただいて、本当に排水っていうもんを真剣に取り組むようなお考えはございませんか。今までの状況判断とか、そういうふうな部分を含めて。これ部長1人で考えるっていうのは難しいんですけど、今の建設課の職員の体系を見て、排水対策の計画をする詳細計画に入っていくだけの人員はお

られますか。もしおられるのだったら、そういう部分の対策課みたいなところをつくっていききたいとかというふうな考えはありませんか。

庁舎よりね、市長、庁舎よりって庁舎も大変あれなんですけど、絶対にうちの辺やもこの排水ができれば神様ですよ。100年、200年言い伝えられます。もうずっとこれで悩んでいます。ほかの地域もそうなんですけど。

ただ、ほかの地域は、言いわけじゃないんですけども、我が町の部分で、谷が、吉野川へ行とんで、阿波市の中の部分で、国とか県とか相談しながら排水機能改善をできるんですけど、私ども一条地区、西条地区、抜けるとこがないんで、他市町、要するに上板とか下の板野町のほうまでこの水が影響するんです。っていうことは、ただ単にはけないだけじゃ絶対無理。そういう課を集中して考えていく。これをどうにかするっていう本当の強い考えで成り立つような組織づくりが欲しいと思うんですけど、建設部長、よろしく願いします。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 森本議員の再々問でお答えいたします。

排水対策基本計画を今後効率的に推進していくためには、浸水頻度の高い箇所や緊急度の高い箇所につきましては、詳細調査や既存排水路の能力検証を行いまして、地域に応じた被害軽減が講じられるよう予算要求を行うとともに、国土交通省や県など、関係機関と協議を行い、また市長答弁もありましたように、連携を密にして、今後事業推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員のほうから人員等についてのご質問がありましたが、対策に対する人員、また予算不足については、私ども担当課は痛感をいつも感じておるところでございますが、人員とかにつきましては、私のほうでは答弁はちょっと控えさせていただきたいと思っております。今後事業推進に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） わかっております。もうわかっております。28年から、これは一本算定に向けての段階の地方交付税の減額が始まります。それに対して、今度28年から後期の阿波市の計画が始まって、立ててるような計画になってますよね、後期計画。いつも予算のことで、この今が、またこの年度が大切な時期と私いつも思うんですけども、この排水も含めて、予算取りっていうか、予算をどこから出して、どういうふうに対策す



るかっていうのが根本なんで、ぜひとも市長を先頭に、この排水、本当に真剣に取り組んでいただきたいと。できない、わかってんです。自治体だけでは絶対できないです。もう国、県巻き込んでお願いしたいと思います。

まとめます。

近年まれに見る集中豪雨のため日本全国では甚大な被害が発生しており、土石流被害も含め、大水、浸水被害の恐ろしさを地域を越えて痛感しております。我が阿波市においても、浸水被害を受ける地域は台風時のみならず、平常時の大雨においても浸水する地域がたくさん存在しております。阿波市民の生命、財産を守ることに際しても、今後浸水被害の軽減に向け、阿波市排水対策は最重要課題であると思われま。

浸水被害は不定期に発生し、数年が経過すると地域住民の記憶が薄れていく傾向にあり、被害が発生したときは雨水排水整備の必要を強調するのですが、永続的に唱えなくなる傾向にあります。一方で、雨水排水整備は発生原因を究明し、面的な整備を行うため、長い年月と費用が必要となってきます。施設が整備されても、相応の豪雨が発生しないと評価されにくいということも対策をおくらせている原因となっているのが現実と思われま。

今後阿波市においても最重要課題になるとされる雨水排水対策をぜひとも国、県はもとより、全国市長会、議長会の際においても被害軽減のための予算確保を強く要望していただき、また本市の部局の中に排水対策基本計画を実際の実行に移していただけるような排水特別課のような実践組織の編成を市長を先頭に実行していただき、阿波市の浸水地区の早期解消を切望し、今回の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで8番森本節弘君の一般質問が終了しました。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 2番笠井一司でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、去る3月の市議会議員選挙によりまして初当選いたしました。市議の席を得たところであり、今回初めての一般質問となりますので、どうかよろしく願いいたします。何分不慣れでございますので、中には宇宙人的な質問をすることがあるかもしれません。また、今回は最後から2番目の登場と、登壇ということで、さきに登壇されました議員の方の質問と重なる項目がかなりございますが、既に質問の通告をいたしておりますので、少し触れさせていただこうと思います。また、どちらかという課題提起といったような質問が多いと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

まず第1点目、第1番目は、財政運営についてお聞きしようと思います。

第1点目でございますが、地方債の償還計画についてお伺いいたします。このことにつきましては、先日吉田正議員も質問されておりましたが、改めて質問いたします。

合併以来、新しい阿波市の建設に向けて、多くの事業が行われております。選挙戦を通じまして、多くの方から、合併特例債を使って大きな工事をたくさんしているが、交付税で返ってくるといっても全額ではないのに、市の借金は返せるのだろうかというふうな疑問が多くの方から聞かされたところがございます。また、4町が阿波市として合併したのも、国及び4町の財政状況が非常に厳しい状況にあったということがその理由の一つであると私自身も認識しておりましたので、実は同じような心配をしているものでございます。

さて、さきに資料をいただきましたけれども、そのいただきました資料によりまして、合併以来の大きな事業といたしまして、ACNケーブル整備事業42億円、消防本部東署建設事業負担金4億8,000万円、給食センター建設事業17億5,000万円、庁舎建設事業56億円、八幡、一条の2つの幼保連携施設整備事業合わせて11億4,000万円、そして本年度から始まりました東条住宅建設事業8億9,000万円と、合計いたしますと事業費約140億円の事業を行っております。それに対する起債額は約114億円となっております。その結果、本年度9月補正予算後の見込みでは、本年度末起債残高は232億円余りとなっております。本市の年間予算、本年度の当初予算が197億円でございますが、その年間予算よりも大きい額となっております。その償還のため、本年度予算では元金と利子合わせて21億3,000万円を支払うとのこととあります。多くが合併特例債の対象となっており、うち7割が交付税で措置されるということとございますが、残り3割は市税などの自主財源で返していかなければならないわけとございまして、これだけの大きい借金が今後果たして返せるのか、途中で資金ショートを起こさないのか

心配になってまいります。

そこでお伺いしたいのですが、市の借金であります市債のうち、交付税で措置されるのはどのくらいで、市民税などの実質的な一般財源で償還しなければならない金額は何億円になるのか。また残高、市債残高のピークと償還のピークは何年度で、その額は幾らになり、うちどのくらい交付税で措置される見込みなのか。そして、その後の償還見込みと途中で資金不足が起こることはないのか。と、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 笠井議員の一般質問の1点目、財政運営についての1項目目である地方債の償還について答弁をさせていただきます。先日阿波みらい吉田議員の代表質問にお答えさせていただきました部分については、若干割愛をさせていただきます。

阿波市が誕生した平成16年度末の普通会計における地方債残高は177億2,825万3,000円で、平成25年度末で約214億4,000万円と残高はなっております。このうち、後年度の普通交付税で措置される額が約164億8,000万円であり、実質的な一般財源の年度末現在高は約49億6,000万円となります。端的に言えば、この残高の合計の23%に当たる約49億6,000万円が阿波市の市税等で返済する金額となります。残りの77%の164億8,000万円は確実に普通交付税により地方債の償還年度ごとに措置されます。

次に、毎年度の公債費を検証してみますと、平成21年度は約21億1,000万円、平成22年度は約21億9,000万円、平成23年度は約21億8,000万円、平成24年度と平成25年度は約20億2,000万円と減少傾向にあります。単年度で申し上げますと、平成25年度の20億2,000万円のうち、普通交付税の措置額は17億4,000万円で、約79%が普通交付税において財政措置されております。

次に、今後の償還計画につきましては、庁舎建設事業などの完成に伴う起債の借入額によって変動はしますが、今のところ償還のピークは平成28年度で、約23億円から約24億円の元利償還となると見込んでおります。償還のピークを迎える平成28年度からは普通交付税が段階的に減額になるわけですが、借入金に対する普通交付税の措置額と一般財源により公債費の増加による財源不足には対応できるように計画しております。さらに、その対策として減債基金の積み立ても行ってまいりました。

次に、本市の公債費に係る財政主要について申し上げます。

今定例会の開会日に、報告第5号として説明させていただきましたが、平成25年度決算に係る健全化判断比率のうち、特に重要である実質公債費比率、将来負担比率について説明させていただきます。

北海道の夕張市が財政破綻をして、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが交付されまして、平成21年度より施行されました。この財政主要が、全国共通のその団体の財政の健全度をはかる目安とされております。

最初に、実質公債費比率についてであります。これにつきましては、家計に例えると、借入金の返済額が年収の、阿波市であれば7.6%であるということで、徳島県下8市のうち、徳島市に次いで2番目に低い数値であります。参考に、この数値が低いほど健全であり、前年度に比べても0.9ポイント改善されております。

続いて、将来負担比率につきましては、より重要でありまして、家計に例えると、これから返済していかなければならない返済金の総額が年収に対して幾らの率かという指標でございます。これにつきましては、平成25年度決算では不足額が生じておりませんので、数値がないということとなりました。これについては、県下8市のうち、阿南市と本市のみであるという結果となりました。ちなみに、前年度は5.2%であり、この数値も改善されたということになります。しかし、自主財源に乏しい本市において、今まで国、県の動向に歳入が大きく左右されると言いながら、的確な情報把握等に努めながら、集中改革プランに基づき積極的な行財政改革をした結果だと考えております。今後においても、現在の指標に甘んじることなく、市民サービスの低下を招かない財政運営を行うことが必要だと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ありがとうございました。

ただいまの答弁では、確定している平成25年度末の市債残高が214億円余りで、このうち交付税で措置される額が164億円、実質的な一般財源で返さなければならない額が49億6,000万円ということであります。償還額につきましては、元利合わせて約21億円程度で、うち平均して約79%が交付税で補填され、今後の見通しとして、現時点の見込みではあります。平成28年度、29年度が償還のピークになり、その時点での償還額は元利合わせて年約23億円前後になるであろうとのございます。このうち、交付税で補填される額が79%といたしますと、約4億8,000万円が実質的な一

般財源で償還しなければならない額となります。これが、市の財政、市税年間約35億円ですけれども、それと交付税のうち、償還の金額は約68億円ぐらいですか、この市の財政にとって負担となる額かどうかわかりませんが、答弁では実質公債費比率や将来負担比率から財政状況は健全であり、公債費の増嵩による財源不足があったとしても減債基金で対応でき、市債は計画的に償還できる見込みであるとのことでございます。私といたしましては、もっと厳しい状況でないのではないかと感じておりましたので、少し安心したところでございます。また、これからも財政運営に努められて、新たな財政計画が示されるということになるかと思っております。その時点で、改めて今後の財政運営について検証したいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

これで合併に伴う大きな事業はほぼ終わり、大規模な事業は一段落というところでございますが、今後の行政事情といたしまして、合併までに建設された公共施設の多くが老朽化してきております。以前には、本市市道の橋桁が落ちたとの報道もございました。今後これらの施設をどう維持、更新していくかが次の課題でなかろうかと思っております。財政運営面からも計画的に既存公共施設の更新と施設の長寿命化を図っていくことが必要ですので、このことに対する取り組みについてお伺いしたいと思っております。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 笠井議員の一般質問の1点目の2項目め、老朽公共施設の計画的な維持、更新についての答弁をさせていただきます。

全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となっております。阿波市においても、市民ニーズが多様化する中で、今後人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。これらを踏まえ、早急に公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などの計画を行い、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっております。

現在阿波市が管理している建物については、重要施設である阿波本庁及び各支庁、学校施設、市営住宅、消防関係施設を含めて約410棟の施設がございます。これらの施設のうち、耐震基準を満たしていない公共施設の耐震工事につきましては、補助事業などを活用して、施設を管理している各担当課において計画的に工事を進めております。中でも、学校施設につきましては、平成19年度から平成25年度にかけて小・中学校の耐震補強並びに大規模改造工事を実施しましたが、非構造部材の耐震補強及び大規模改修を行う予

定の小・中学校が現在も残っているのが現状でございます。また、これ以外に、旧の耐震基準で建築され、耐震工事の計画がない建物が、阿波市勤労青少年ホーム、土成、吉野の中央公民館を含め約70棟ございます。この建物の多くは老朽化が進んでおり、今後においては、大規模補修や維持管理費用の増加などの問題を抱えております。

このことを踏まえ、契約管財課においては、本年度公共施設マネジメント支援業務を実施し、老朽化が進んでいる施設を含め、阿波市が管理している約410棟について、施設全体の状況を把握するための業務を進めております。この業務において、阿波市の人口動向や財政状況、公共施設の現状データからの利用状況の把握を行うとともに、公共施設の将来にわたる更新費用の推計値から、施設の長寿命化、耐震性の確保、機能性及び行政サービスの向上、投資の平準化、効率的な維持管理についての基本方針を今年度中に策定することとしております。基本方針の策定は、現在の阿波市の実情に合った将来のまちづくりを進める上で不可欠でございます。今後もこの基本方針によって行政と市民で問題意識の共有化を図るとともに、施設を管理する関係各課と協議しながら、現状維持、複合化や用途変更、統廃合など、公共施設の再配置等について検討を進め、維持する施設については耐震工事の実施、統廃合により必要性がないと判断した施設については解体、跡地利用などを十分勘案した上で、計画的に対応してまいりたいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 本年度、市の管理する公共施設全体の現状を把握するための業務を委託して進めており、それを踏まえて、今後施設の更新、統廃合、長寿命化の計画づくりを行うということでございます。どうか長期的視点に立って、財政運営に支障を来さないよう、公共施設の維持、更新、統廃合、長寿命化を行っていただきたいと思っております。

以上、財政運営について質問いたしました。今後歳入面では、既にいろいろ言われておりますが、一本算定による交付税の段階的減額と人口減による市税と交付税の減額、歳出面では、高齢化に伴う民生費の増額、それと今ほど質問いたしました公共施設の老朽化による維持管理、更新の経費の増額が今後見込まれ、厳しい要素がございます。多々ございますので、今後とも慎重な財政運営をお願いしたいと思います。私といたしましても、これからも引き続き適正な、適切な財政運営ができるよう検証をしてまいりたいと思っております。

次に、第2番目の地域の医療と介護の連携についてお聞きしたいと思います。

2025年問題というのがございます。先日の谷議員の質問にもございましたが、今後急速に75歳以上の人口が増え、特に団塊の世代が75歳を迎える2025年には患者や要介護者が急増するおそれがあり、これに対応するため、できる限り住みなれた地域で必要な医療、介護サービスを受け、安心して自分らしい生活が実現できる社会づくりを目指してということで、今年6月に医療と介護の関係法が改正されました。改正内容としては、2点ございまして、1点は地域包括ケアシステムの構築と、2点目は費用負担の公平化であります。今回は、このうち地域包括ケアシステムの構築について質問したいと思います。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた自分の地域で、すなわち医療機関ではなく、在宅で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実していこうというもので、そのための総合的な仕組みづくりをしていこうとするものでございます。高度な急性期医療の必要な患者は質の高い医療や手厚い看護が受けられ、そしてリハビリが必要な患者は身近な地域でリハビリが受けられるようにし、同時に退院後の生活を支える在宅医療や介護サービスを充実し、早期に在宅復帰や社会復帰ができるように、生活支援、そして介護予防を充実させ、住みなれた地域で長く暮らすことができるようにするというのがその目的でございます。

今市町村で行っております地域支援事業、これは地域の全ての高齢者を対象に、介護予防のためにさまざまなサービスを提供する事業でございますが、この地域支援事業につきまして、今後さらに在宅医療、介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化が求められております。このうち、特に医療介護の連携と認知症施策については、平成30年度までに取り組まなければならないものとされております。

そこで、この地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのような取り組みをされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 笠井議員の質問であります地域の医療と介護の連携について、地域包括ケアシステムの構築への取り組みについての質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、2025年問題が大きく取り上げられ、超高齢化社会を前に、住みなれた地域で人生の最期までを尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の

実現に向けて、地域における生活の基盤となる住まいや医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。そのためには、本人、家族の選択と心構えを基盤に住まいや暮らしがまずあり、その上でしっかりとした生活支援、福祉サービスに基づいて、医療、介護や介護リハビリテーション、さらに介護予防が提供されることが必要です。

阿波市に暮らす一人一人の方が、暮らし方に関する選択と心構えを前提に、多様な関係機関や組織がネットワークを図っていくことが重要であり、それぞれの充実や連携を図ることにより、網の目のように切れ目のない体制づくりが求められております。本市では既に高齢者人口が30%を超えているため、今後早急な体制づくりを行っていく必要があります。現在第6期介護保険計画の策定中であり、阿波市の現状と課題の分析とともに、市民のさまざまなニーズを検討し、今後に向けての阿波市として目指す方向性も含め、検討を行っているところでございます。住みなれた地域で高齢者が生活していくためには、多様なニーズに応えられるように、公助、共助だけでなく、自助を基本としつつ、高齢者によるボランティアやNPO、住民組織の活動などの実施主体と市が協働しながら、地域全体を支え合う互助づくりや地域包括ケアシステムの構築をしていく中で、それぞれの課題について今後検討を行い、体制づくりに努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ありがとうございました。

答弁では、多様な関係機関や組織のネットワークづくりが重要で、それぞれの充実と連携を図ることで切れ目のない体制づくりが求められ、特に公共以外での体制、地域でのボランティアやNPO、住民組織の活動などがポイントとなりまして、市としても互助の体制づくりに努めたいとのことでございます。組織づくりと人材の確保が大変だと思いますが、医療、介護、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に努力をお願いいたしたいと思います。

次に、医療と介護の連携となりますと、今後在宅医療の原点となるところや中核となる病院などの拠点づくりが必要となってまいります。現在市内には3つの病院と30の診療所がございしますが、この中でも阿波病院は市内でも一番大きく、医療と介護の連携を図る上で拠点となる病院ではなかろうかと思っております。そこで、今後どのように阿波病院と連携を図っていくのかお伺いしたいと思います。



○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 笠井議員の質問であります地域の医療と介護の連携についての中で、阿波病院との連携についての質問にお答えします。

阿波病院には、中核的な医療機関として、阿波市民の在宅から入院までの医療を担っていただいております。本年5月には阿波病院の中に、急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行することは不安のある患者に対して、在宅復帰に向けて、医療管理、診療、看護リハビリを行う目的で、地域包括ケア病棟が新設しています。利用対象者につきましては、入院治療により状態は改善したが、もう少し経過を見ることが必要な患者、入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な患者、在宅での療養準備が必要な患者となっています。これにより、在宅医療と介護の連携の推進を図る上で、退院から在宅へ向けて、介護の申請やサービスの調整なども含めて、連携に努めてまいりたいと思います。

また、年に1回、阿波病院の地域連携室主催の連絡会に地域包括支援センターの職員が参加し、介護施設や関係機関も含めた連携強化や高齢者を地域で支える医療体制づくりのために、阿波病院の協力を得ながら、市医師会とも連携強化を図っていきたいと考えております。ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ありがとうございました。

阿波病院には地域包括ケア病棟がこの5月に新設され、在宅医療と介護の連携を図って、市としても連携に努めているということでございます。

これまでは、医療法は国や県が所管しているため、市と医療機関は少し距離がある存在でございましたが、介護などを中心といたしまして、市民の生活に密着しており、今回の介護保険制度の改正からもますます連携が必要となってまいります。そして、私が特に心配いたしますのは、経営面や医師不足といった問題から、昨年4月には健康保険鳴門病院が地方独立法人となったり、昨年秋には阿南医師会中央病院とJA厚生連の阿南共栄病院が統合するということが発表されました。また、阿波病院と同じ経営主体である麻植協同病院が今新しく改築中でございます。今後、阿波病院の機能に何らかの変更があるかもしれません。さらに、昨年阿波警察署と吉野川警察署の統合で大騒ぎをしたことも記憶に新しいことでございます。阿波病院につきましても、そういうことにならないよう、市と

しても阿波病院が市の必要とする機能を有する病院となってもらうために、より一層の連携と支援を図っていただくことをお願いしたいと思います。

次に、3点目に移りたいと思います。

小・中学校の教育と施設整備についてお聞きしたいと思います。

まず、全国学力テストの結果と取り組みにつきましてを通告しておりましたが、全国学力テストは、ゆとり教育による学力低下が問題視されたことによりまして、児童・生徒の学力、学習状況の調査のため、第1次安倍内閣のときに始まったものでございます。このことにつきましては、先日原田議員、吉田稔議員の質問がございまして、それに対する回答として、全国学力テストの結果については公表しないこと、児童・生徒一人一人の調査結果分析を踏まえて、学校、教職員、家庭が連携して、確かな学力の向上に向け、さらに取り組みたいとのことでしたので、質問は省略いたします。

次に、私は、昨年高校PTAの全国大会で下村文部科学大臣の声を聞くことができました。1時間にわたる講演で、大臣の講演というのは初めて聞いたわけなんですけども、下村大臣の教育に対する熱意が感じられました。今の教育改革の流れは、第1次安倍内閣で行った教育基本法の改正以来、自民党政府が取り組んできたものでございます。講演では、46項目の行政施策に取り組んでいるというお話でございました。市町村に関係していることでは、幼児教育の無償化、土曜日の教育活動の推進、道徳の教科化、特別支援教育の推進、グローバル人材の育成、教育委員会の制度改革などでございます。この中で、土曜授業につきましても、ゆとり教育への反省から、文部科学省の取り組む施策として進められているものでございます。既に幾つかの市町村で土曜授業が導入が図られております。

全国学力テストの結果、徳島県全体の学力は昨年に比べて下がっているようでございます。改善策の一つとして土曜授業を実施すべきではないかと思いますが、どのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 笠井議員の一般質問、土曜授業についてお答えをいたします。

土曜授業の実施につきましては、国の学校教育法施行規則の改正に伴い、現在児童・生徒に土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により土曜授業を行うことが可能であるということになっております。また、県の教育委員会においても、児童・生徒の土曜日などの教育環境を一層充実させるととも

に、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの生きる力を育成する観点に立ち、土曜授業を実施する場合の基本方針、実施上の留意点を示しております。

現在県内の4町におきまして、毎月1回、3時間の土曜授業を実施していると聞いております。6月の新聞報道によりますと、土曜授業実施後調査において、土曜授業に出席できなかった児童・生徒も多く、その大半は体調不良や家の都合で欠席したということと、従来から指摘されていた部活動や少年スポーツクラブの試合などと重なって出られなかったケースもあったということでございます。

平日に行っている特別活動や学校行事を土曜日に実施することで授業時間数の確保ができるという捉え方もございますけれども、現在阿波市内の各小・中学校におきましては、児童・生徒や地域の実体や実情に応じたカリキュラムを工夫するなどして標準的な授業時間数を確保し、それぞれ特色ある教育活動を実施しております。土曜日の実施につきましては、学校や地域の実情、子どもたちの負担なども考慮し、教職員、保護者、地域の意見を取り入れながら、既に実施しております学校の取り組みの成果や課題を見きわめ、慎重に考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ご答弁ありがとうございました。

土曜授業につきましては、今後保護者や教職員の意見を聞き、また他の事例を見ながら考えたいということでございます。できますれば、導入についてご検討お願いしたいと思います。

次に、小・中学校の空調設備の整備についてでございます。

このことにつきましては、先日の川人議員の質問に、市長からは、やらないのではないということでご答弁ございました。恐らくいろいろなこれからの教育の関係の整備の中での優先順位の問題だということではないかと思っております。ご検討を要望いたしまして、この件につきましては終えたいと思います。

続きまして4番目、教育施設の整備充実についてお聞きいたします。

土成図書館は、平成25年度末で約5万6,000冊の蔵書を有し、年間延べ約3万2,000人が利用いたしております。管理は、図書流通センターが指定管理者となって行っております。土成図書館では、毎月第2日曜日に、ボランティアによる読み聞かせを初めといたしまして各種の行事が行われており、入館者数、貸出者数、貸出点数ともに増

加しております。また、利用者も交通弱者である小・中学生やお年寄りなどが半数以上を占め、地域になくてはならない施設となっております。土成中央公民館も地域活動の拠点として利用され、土成地区で唯一の公民館であります。今後コミュニティサロンや住民主体の運動、交流の場として、先ほど第2番目のところでの介護のところでもお話いただきましたが、地域支援事業での地元での活用も図られる重要な施設でもございます。

土成図書館と土成中央公民館は、昭和49年に建設されました旧土成町住民センターを改造いたしまして設置されたものでございまして、築後40年となる老朽施設で耐震化もされておらず、早急に改築が必要な施設であると思います。

そこで、土成図書館と土成中央公民館の改築についてどのように取り組んでいただけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 笠井議員の土成図書館及び土成中央公民館の改築についてお答えをいたします。

土成図書館は、昭和49年に建設された住民センターを改造したもので、昭和63年8月に土成町立図書館が開館されました。2階部分が土成中央公民館として活用しております。現在は、平成19年4月より指定管理業務を導入し、多様化する住民ニーズに対し、民間等の能力を活用し、より効果的、効率的な対応をした住民サービスの向上と経済的合理性に寄与しているところです。

しかし、施設は、議員ご指摘のように、老朽化が進んでおります。そのため、平成23年度に土成図書館空調改修工事及び防水工事等を実施を行って、長寿命化の対策をとっております。また、2階部分に当たる土成中央公民館につきましては、平成25年度に空調設備備品購入を行いました。

平成25年度の土成図書館入館者数は3万1,000人余り、貸出冊数は5万8,000冊余りと多くの市民の方が来館し、利用しています。図書館、公民館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため市民の要求を基礎として、一般教養、実用書、児童書を中心とし、さらに情報化、高齢化など、社会状況が変化していく中で、多様な市民ニーズに応えていく重要な施設と考えております。今後につきましては、阿波市全体の公共施設マネジメント、また教育施設の検討委員会において、対応について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ありがとうございます。

図書館、公民館は、多様な市民ニーズに応じていく重要な施設であり、公共施設マネジメントまたは教育施設の検討委員会で対応を検討とのご答弁でございました。最初のところで質問いたしました老朽施設の取り組みの中で検討されるということでございますので、善処方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

最後に5番目、防災対策についてお聞ひいたしたいと思ひます。

先日の12号、11号による被害に遭われました方にはお見舞いを申し上げたいと思ひます。また、夜を徹して災害対応に当たられた地域の消防団の皆さんや市職員の皆さんには敬意を表したいと思ひます。

去る8月上旬に台風12号、11号が相次いで来襲いたしまして、阿波市に大雨を降らせました。特に8月9日には市内の全域にわたって避難勧告、避難指示が出され、防災無線やケーブルテレビで放送されました。これは私が不明だったのかもわかりませんが、自分の身の回りに避難しなければならぬほど差し迫った危険があるのかわかりませんでしたので、いろいろケーブルテレビなんかを見まして確認いたしましたところ、山陰の土砂災害に危険があるということで出されたものようでございます。実際に思うのですけれども、実際に危険性のある家庭にその危険性が十分に認識されて、避難先、避難路が十分周知されているのか、どうかなというふうな疑問もございました。危機管理の担当の方からは、先日も新聞の折り込みで防災マップ等の配布もありましたが、それだけに終わるのではなくて、実際に危険性のある家庭には日ごろより十分その危険性を認識してもらい、避難勧告が出た場合には迅速に、かつ安全に行動ができるよう、自主防災組織等を通じて周知をし、また自主防災組織内でも話し合っただけとか、実際に救助に当たる消防団の方とも事前に情報の共有を図っていくべきと思ひますが、お考へをお伺ひしたいと思ひます。また、実際に災害が起こった場合には、例えば被害箇所や道路の状況など、把握できた段階で速やかに市民の皆様に情報を提供していただく、そういう広報もできればお願ひ、広報すべきと思ひますけれども、お考へをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 笠井議員の一般質問の5点目、防災体制について、災害危険情報の周知と共有について答弁させていただきます。

議員おっしゃられたように、阿波市では今回防災パンフレット及び総合ハザードマップ

を作成して、9月2日から全戸配布を行っております。防災パンフレット、総合ハザードマップは、阿波市の災害、地域防災の状況、避難所などの役立つ情報を整理したもので、住民の皆さんの日常からの備えと災害時の適切な判断や行動を支援するために作成したものでございます。これにおいては、現在市民の皆さんにはこれを活用していただきまして、家族とか近所でいろいろな備えをしていただくためのものと考えております。そして、現在市のホームページにおいても公開をしております。今後においても、広報紙等での啓発をしていきたいと思っております。

また、それぞれの自主防災組織がございしますが、非常に重要なことは、自主防災組織の情報交換、防災減災に向けた情報の共有化など、活動を支援する上位団体として小学校区ごとに設立する自主防災組織連合会の設立が非常に重要であると考えております。現在は、自主防災組織の連合会は林小学校区において設立されております。残りの市内9小学校区においても年次計画的に連合会の設立を目指し、防災のかなめである共助がより強固なものとなるように推進してまいりたいとも考えております。

また、訓練等に際しましては、消防署はもとより、地元の消防団、平成26年6月に結成いたしました阿波市防災士会にも協力を得ながら情報の周知と共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路の浸水等に伴う交通情報については、現在吉野川にかかる県道潜水橋の通行どめを屋外拡声器並びに音声告知機を使用して、市民の方にお知らせをしております。今後徳島県並びに阿波吉野川警察署等の関係機関と情報を共有しながら、主要幹線道路等の通行どめについての情報発信を検討してまいりたいと考えています。どうかよろしくお願ひします。

答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ご答弁ありがとうございました。

危険箇所の確認や避難経路など、地域で助け合う体制づくり、情報の収集と共有に努めるといふことですので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上、5つの項目につきまして質問させていただきました。それぞれに真摯にお答えいただきまして、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで2番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩します。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

(18番 原田定信君 早退 午後1時00分)

(15番 岩本雅雄君 早退 午後1時00分)

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

松永渉君。

○10番（松永 渉君） 10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

まずは、交流防災拠点施設について質問をいたします。

アエルワの運営方法については、直営、指定管理、民営の中から指定管理を選択しましたが、この理由と目的は何なのか答弁を求めます。また、指定管理の目的である行政サービスの向上、経費の削減、地元雇用の確保にどう取り組むのか答弁を求めます。

さらには、アエルワの活用策については、文化振興だけでなく、福祉の向上や産業振興など、全分野で活用すべきであるが、どのように取り組んでいくのか。また、アエルワは防災拠点施設であるが、アエルワの防災機能は市民にどのようなメリットがあるのか。

以上、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） それでは、松永議員の一般質問にお答えしたいと思います。

松永議員からは、交流防災拠点施設につきまして2点のご質問をいただいております。その中で、まず1点目の維持管理、運営についてのご質問からご答弁をさせていただきたいと思います。

現在建設中の交流防災拠点施設アエルワにつきましては、本市にとりまして今までにない機能を備えた文化振興、市民交流の拠点として整備を進めている施設であるため、多様化する市民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応していかなければならないと考えております。このようなことから、本施設の管理運営につきましては、民間事業者の持つ専門的な技術や豊富な知識を活用し、きめ細かな市民サービスの提供と展開する事業内容の

充実及び実績による創意工夫やネットワークを駆使した事業費の軽減などによるコストの削減を図るため、指定管理者による管理運営を行うことといたしました。また、ノウハウの高い指定管理者を選定することで、地域における各種文化団体や市民団体に対しまして、施設利用を通じて事業運営のアドバイス等による育成支援、あるいは連携による共働事業の実施などによりまして地域団体の文化力アップにつながっていくことが期待できます。また、管理運営に当たりましては人員も必要となってくることから、地元雇用も促進していきたいというふうに考えております。

続きまして、次に2点目のご質問でありますアエルワの活用策につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、本施設の設置目的は、市民の文化交流を支援するとともに、災害時には応急対策の活動拠点として整備をするものでございます。また、本施設のアエルワという愛称につきましては、平時には文化、芸術を楽しみ合える、分かち合える、また災害時には支え合える、助け合えるための施設であってほしいとの願いが込められております。

こうした中で、議員ご質問の本施設の活用策といたしましては、大きく分けますと、第1に、市民の皆さんが日ごろ取り組まれております各種文化、芸術等の活動を発表する場として広く活用していただき、市といたしましても市民活動を育成支援させていただきたいと考えております。また、生涯学習等の各種講座の開催を通じまして、多様化した市民ニーズに対応し、市民サービスの向上を図ってまいりたいというふうにも考えております。第2に、運営ノウハウやネットワークを持った指定管理者の選定によりまして、市民の皆さんにすぐれた音楽、演劇、舞踊等の鑑賞を通しまして、身近に文化、芸能を感じていただくことにより、充実した市民生活に寄与してまいりたいというふうにも考えております。第3に、災害時における活用といたしまして、支援物資の受け入れ配送場所、また災害ボランティアの活動拠点として活用を図ってまいりたいと考えております。

このように、平時から災害時における施設の役割分担を明確にしておくことにより、いざというときには全国からの支援物資や災害ボランティアをここを拠点として迅速かつ計画的に市内の各避難所等に配送、あるいは割り振りをしていくことが可能となり、市民生活の復旧が早まるというメリットがございます。

そのほかの活用策といたしましては、行政や各種団体及び企業等におきます集会の場としてのコンベンション機能や、学校教育との連携を図り、音楽会など、教育活動の発表及び発信の場としても活用していきたいと考えております。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今答弁をいただきました。指定管理にするのが専門的ノウハウとか技術、スタートに際して多分即成果を上げたいんだと思います。ただ、少しだけ具体的な部分で再問させていただきたいと思います。

私も、民間にできることは民間で、民間活力の導入には賛成であります。しかし、今年の7月の指定管理の議員研修で、指定管理者制度を検証することの必要性を感じました。例えば、今回アエルワの指定管理を年間5,000万円程度で指定管理する方向で進んでいます。しかし、これを直営で貸し館業にすることのほうが、行政サービスの向上、地元雇用の確保、経費の削減になると考えます。

まず、経費の削減ですけれども、これまでの指定管理の状況を見ますと、人件費がその大半を占めています。今回のアエルワの試算でも、直営では9人雇用で3,300万円、指定管理で2,800万円、500万円の差が市の経費削減であります。今回議員研修で行った神奈川公会堂では、同様の9人雇用で1,900万円でありました。貸し館業にだけすると、通常職員1人、パート2人で、経費は人件費は大幅に削減します。また、担当職員を若手職員にすれば、あらゆる立場の市民と接することで市民との調整能力や利用率などによる成果主義を身につけ、若手職員の人材育成になるばかりか、さらなる人件費の削減ができます。

地元雇用の確保については、言うまでもなく、指定管理は市外の事業所ですので、直営のほうがよくなります。

最後の行政サービスの向上についてであります。施設の維持管理技術や運営能力は、職員の短期研修や通信情報、インターネットで習得することができます。また、イベント等の誘致力については、阿波市は日本一の行政組織の一員であります。また、文化協会、商工会などの団体の人脈を生かせば、魅力的なイベントができるばかりか、各種団体の活性化にもなります。

アエルワを指定管理ではなく直営で貸し館業務にすることのほうが、経費は削減できることはもとより、市民の文化レベルの向上、さらにはあらゆる分野の団体や市民のレベルアップにもなり、行政サービス効果は上がると思います。このことが、アエルワの指定管理の検証すべき1点であります。

もう1点は、私は、庁舎建設の住民説明会で、4つの庁舎を1つにすることによって、

1億円ぐらいの経費が削減でき、行政サービスを向上することができると言ってきました。その後、庁舎の交流機能を外に出すことからアエルワの建設となり、1億円の金がなくなりました。毎年1億円の金があれば、各議員が要望しています中学校までの移動費の助成や教室へのクーラー設置、児童館の存続もできる金額であります。

この2点の行政サービス効果と同様の効果をアエルワの指定管理によって上げなければなりません。指定管理の効果については、執行部は全国的な調査をしていると思いますので、1カ所だけ指定管理でした場合、文化の向上や地域の活性に大きな成果を上げた事例をお聞かせください。答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 出口庁舎建設局長。

○庁舎建設局長（出口芳博君） 松永議員の再問にお答えしたいと思います。

まず最初に、なぜ貸し館事業だけにしないのかというような内容のご質問であったかと思いますが、貸し館につきましては、さきに述べました地域文化力の向上ということにつきましての育成支援や市民ニーズによるより高いレベルの文化芸術の振興に応えるためには、貸し館事業だけでは施設の運営では望めない分野ということを認識しております。

それと、2点目の他の事例ということで、1点に絞ってということでございましたが、全体的な話ということでご承知をお願いしたいと思います。

平成15年6月に地方自治法が改正されまして、指定管理者制度が導入されて8年目の平成23年度時点におきまして全国の指定管理者導入実態の実態調査の結果が、財団法人地域総合整備財団より平成24年4月に報告されております。その内容につきましてちょっとご報告をさせていただきたいと思っております。

その中で、まず制度導入前後における経費の変化動向についての調査結果につきましては、都道府県政令市におきましては100%の自治体が減少傾向にあるというふうに回答しております。また、市区においても約7割が同様の回答をしているという調査結果が出ております。

また、向上したサービスの資質につきましては、魅力的なイベント等の実施が57%と突出して高く、次いで迅速、丁寧な窓口対応、魅力的な教室の開催などの意見が続いております。

次に、向上したサービスの利用につきましては、イベント開催件数が45%と最も高く、次いでホームページや管理者ブログなどの更新頻度、教室の種類などが高い意見となっております。

以上、主なる項目の調査結果につきまして報告させていただきましたが、これらの調査結果も踏まえながら、指定管理者制度の創設目的であります民間の能力を活用しまして、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図る。そのために、新規施設でありますアエルワでは指定管理者による管理運営を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今答弁をもらいましたけれども、経費の削減ちゅうんはどこでもできると思うんです。さっき言うたように、貸し館業にすれば、多分今5,000万円要るちゅうんが3,000万円ぐらいでできるんでないかなと思ってます。これは、隣に職員がいるんだから、職員があそこで対応すればいいだけの話であって。魅力的なイベントとかいろいろなことを言われますけど、今はインターネットで、どこで何をしよるぐらいはすぐ調べられますし、その方法として、さっき言うたような全国組織である商工会とか文化協会とかを通じれば、どないにかなると思うんです。

ほれから、対応がよくなったっていう、窓口の対応が。僕いつも思うんですけど、職員さんって身分保障は大企業並みの身分保障を持てますよね。ほいで、なおかつ能力は本当にみんな高いですよ。その上に、挨拶とかそういう対応力、迅速に。それって皆さんが入るとき全体の奉仕者っていう誓い書まで書いてうですよ。これでは僕、公的なこんな事業が民間に負けるやいうことがおかしいと思うんです。本当は絶対皆さんがやったほうが能力上がる。

それと、もう一度ねどこやかしからいろんなイベントを引っ張ってきて文化レベル上げるって言うけど、文化ちゅうんは生活の中から生まれると思うんです。ほなけん、野菜の市場が新しくできたんも文化やし、そこの地から出てきて、継続して拡大していくもんが文化である。だから、文化だけにとらわれず、産業振興とか、そこいらいろんなものに使っていくなさいよっていう話を僕はしています。僕の考えはそうです。皆さんの考えと違うかもわからんで。けれども、僕はそう考えてます。

最後に、副市長に質問をいたします。

私は、文化はその時代の生活の中で生まれると思っています。アエルワは、単なる文化施設でなく、まちづくりの拠点施設にしなければなりません。副市長は、アエルワを活用した阿波市のまちづくりの未来像をどう描いているのか答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員の再々質問にご答弁させていただきます。

ご承知のように、交流防災拠点施設アエルワは、本市にとりまして、今までにはない、新たな機能を備えた施設として、平時は市民が集い、語らい、交流する文化ホールあるいは交流施設として運営をいたしまして、災害時には全国から支援物資の受け入れや災害ボランティアの活動拠点としての役割を担う、今局長からご説明したとおりでございます。

阿波市のまちづくりへのかかわりということについてでございますけれども、阿波市まちづくりの基本は、阿波市の総合計画、わたしの阿波未来プランでございまして、その将来像として「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の実現に向けて、さまざまな施策を推進しているところでございまして、このアエルワにつきましても、この将来像を実現する上で大きな役割を果たしていくものと考えております。

まず、地域の文化の振興といたしまして、文化ホールを活用し、学校や文化団体の文化活動を始めまして、子どもから大人まで市民の方々のさまざまな文化活動の発表の場になるとともに、すぐれた芸術、文化に触れる機会の増加によりまして、豊かで充実した、より文化的な生活に向けた取り組みがなされるものと思っております。また、産業経済、そういった面におきましても、各種の会合や展示会などのコンベンションの開催、あるいは保健福祉、大きな課題でもございますけれども、こういったものにおきましても会議の開催、研修、あるいは各種の講座など、今阿波市が抱えているさまざまな課題に向けた活動の場にしたいというふうに考えております。

また、こうして市民の皆さんがアエルワに寄って一緒に語らい、交流することによりまして、人と人とのきずなが強まり、コミュニティの再生の一助になるとともに、安らぎの場として、またにぎわいのある若者イベントの開催などによりまして、若者に魅力あるまちづくりが進むことを期待いたしております。また、こうしたイベントの開催によりまして、阿波市を市内外にも強くアピールしていきたいというふうに思っております。まさに「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の実現に向けまして、積極的にこのアエルワを活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） ありがとうございます。

指定管理は、民間にできることは民間での発想のもと、公的事業への民間活力の導入であります。もう一つ目的があります。公務員制度改革の公務員の民間派遣に見られるよ

うに、公務員の民間活力の習得であります。阿波市においては、指定管理の中で、民間以上の行政サービス効果を上げる能力と資質を養うことを要望しておきます。

次の質問に移ります。

市民の参画と協働のまちづくりの推進について。

総合計画の協働のまちづくりの推進の中の事業として、まちづくり団体補助金があります。現在までの実績と評価はどうなっているのか、また今後の課題をどう捉え、事業を推進しているのか、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 松永議員の一般質問の2点目、市民参画、協働のまちづくりの推進についてのまちづくり補助金の実績と評価についてと今後の取り組みについて、あわせて答弁させていただきます。

阿波市まちづくり団体の補助金事業については、地域の活性化や課題解決に向け、地域に貢献するための研修や地域活動を企画し、実行する団体に対して補助金の交付を行っております。ここ数年の実績を申し上げますと、平成23年度が29団体、145万円となっております。平成24年度が30団体の150万円、平成25年度が34団体、159万8,000円の実績となっております。

事業の評価としては、毎年多くの団体が事業を継続し、活動を行っていることから、補助金の趣旨である地域の活性化や課題解決について、一定の成果、効果を上げているものと考えております。

次に、選考基準についてですが、今年度から、合併後10年目を迎え、幅広いまちづくりの視点で、これまでの阿波市まちづくり団体補助金を廃止し、新たに阿波市元気なまちづくり活動支援事業として補助事業を実施しております。そのメニューといたしまして、地域貢献活動支援型と自立支援型、そして協働のまちづくり活動支援型と3つございます。

最初に、1つ目の地域貢献活動支援型とは、団体などが自主的に取り組む活動で、環境保全や地域の安全・安心、地域の活力づくりなど、地域に根差した活動を支援する地域コミュニティの助成事業などであります。補助限度額は5万円となっております。

次に、2つ目の自立支援型として、まちづくり活動を開始する初期活動に対する支援として、まちづくりスタート支援事業や既存の団体が事業をさらに拡充、発展させ、さらなる飛躍につながる活動を支援するステップアップ支援事業があります。補助限度額につき

ましては、スタート支援事業につきましては10万円、ステップアップ支援事業は30万円としております。

3つ目に当該、1つの団体だけでなく、企業や学校、また他の団体と協働して実施する事業に対して支援を行う協働のまちづくり活動支援については、補助限度額を30万円としております。

助成率は、全ての事業で対象経費の80%としております。

これらの事業については、団体から企画書、予算書などの必要書類を提出してもらい、審査委員会によって団体の規模、活動の内容の適正化、計画費用の妥当性、社会貢献度、発展性や波及効果などを審査いたしまして、一定の基準に達した場合には採択することとしており、基準に達しない場合は不採択としております。

次に、3番目の今後の取り組みについてであります。これまでは補助事業完了後に団体より実績報告書を提出していただき、評価を行っておりましたが、将来的には事業完了後に全ての団体が参加し、公開による事業報告会を開催することで、お互いに協働し合い、地域の発展につながるよう推進していきたいと考えております。また、先進地の取り組みも参考としながら、行政と市民などの協働における役割分担や市の事業に対する市民のかかわり方などを整理しまして、協働のまちづくりがなお図られるように仕組みづくりについて検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今答弁もらいまして、一定の成果をおさめている中で、本当はずっと前から、早くから団体同士の交流で知恵を絞り出さなきゃいかんというんを言ったんですけど、次からそれはしてくれるみたいなんですけれども、現在補助金の交付要綱を改正しましたよね。それから、事業審査委員会での審査基準もつくられて審査してありますが、この交付要綱の改正や審査基準の設定について、補助団体から意見聴取をされましたか。また、この補助はまちづくり団体の育成が目的ですが、自立に向けた阿波市の指導、今後するとは一部今答弁いただきましたけど、今までは多分されてなかった、意見交換も指導も。今後してくれるんで、それはそれでいいんですけども、私は、これが普通の市の事業やったらどうってことないんですけども、協働事業っちゃうことは対等であるんだから、ほんで審査基準や要綱を変えるにもお互い対等の立場で考えないかんと思うんで

す。それを理事者側が意見聴取もせんと要綱も変え、審査基準もして、ああ、これ採択ね、これあかねっていうんじゃないくて、普通の事業ならばそれでいいんです。でも、これ協働の事業ですよ。だったら、その審査会にも当事者である補助団体を入れるとか、逆に言やあ、市も当事者ですから、協働事業においては。だから、今後の審査会においては、その当事者である補助団体も入れる。ただ、どっちにも利害があるんで偏るから、有識者の中でシェアを占めて判断してもらおうというような形の審査会にするべきだと思いますが、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 松永議員の再問に答弁させていただきます。

今年度の補助金の要綱改正ということで、当初予算に予算を計上いたしまして、4月で広報を周知いたしました。その後、採択、不採択を各団体の申請書を提出するに当たって、担当課におきまして、計画書ですぐもらうんじゃないくて、いろんな議論を重ねてまいりました。そして、松永議員のおっしゃるとおり、団体と対等の立場ということで、いろんな協議をしていくっていうことを込めるっていうのは重要やと思います。そういった中で、個別団体と個々にやりとりすることで若干の配慮不足というところはあったかと思えます。ただ、それを踏まえて、いろんな採択、不採択ということに関しましては、そういった団体と何度か話し合いを重ねて、2次募集っていうことも実施いたしました。しかし、先ほど申しましたように、今年度からは将来に向けて、団体が全部が集うて、いろんなもっとオープンなこの補助事業にしていきたいと考えております。

そして、2点目の支援事業の審査委員会の委員の中に一般の方とかを加えられないのかということなんですけど、現在は内部の副市長を会長として、部長級等の委員8名で審査しております。議員がご指摘のとおり、市職員のみで構成しております。審査につきましては、先ほど言いましたけど、この中に一般の委員を加えるということについても、いろんな他市の補助制度、コミュニティ事業を参考にして検討はまたしていきたいと思えますので、ご理解くださいますようよろしくお願いします。

以上、答弁とします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 普通の事業ならそれで本当にええと思うんやけど。本当に公共事業を同じ立場で、対等の立場で協力して、汗を流しもってやるっていう事業なら。それ審査とかルールづくりの中へも入っていくし、逆に市も一生懸命、もともとこの補助金つ

ちゅうんはボランティア団体の育成なんやから、それに対して、これでは採択できませんよっていうんじゃないかと、こういうふうにしたら採択できますよ、こういうふうに事業を展開したらどうですかとか、こういうふうにしたら自立できるんじゃないですかとか、いろいろな指導もしていけないかん立場でもあると思うんです。でも、それは今まではほとんどやられてませんよね。ただ普通の事業と一緒に、来た計画ができたら基準によって飛ばすというような感じ。でも、協働事業っていう名目に置いたら僕は違うと思いますので、十分に検討してください。

最後に、副市長に質問します。

今後の市民参画、協働のまちづくりにどう展開していくのか答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員の再問にお答えをさせていただきます。

今後この市民参画、協働のまちづくりをどう展開をしていくのかということでございますけれども、近年社会情勢が大きく変化する中で、住民の生活様式、価値観、こういったものも大きく変化をしてくれています。生活の場でもあります地域社会におきましては、少子・高齢化、過疎化、情報化、防災減災、そういったさまざまなテーマがございまして、今後も新たに解決をしていかなければならない問題がますますふえていくことが予想されます。住民ニーズが多様化、複雑化する一方で、行政というものはさまざまな制約がありまして、例えば行政の執行は法令に厳格に基づいて、また多様な意見に耳を傾けながら、全体の調和にも配慮しながら、事業を執行していく。また、課題が山積する中で、国、県、市町村ともに厳しい財政状況にあり、そういった長期的な財政状況も見ながら進めなくてはいけない、あるいは職員数の削減を進めなくてはいけない、こういったいろんな課題があるわけで、行政のみでのまちづくりということにはおのずと限界が出てきているところでございます。

このような状況の中で、特色ある地域づくりを行うためには、地域の魅力を今一番よく知っている住民の方々、こういった方々の知恵と汗を出し合って、そしてまちづくりを進めていくこと、これは重要であると考えております。そして、そのためには、住民の方々がこの阿波市に住んでよかった、そしてこれからもずっと住み続けたい、こういったような思えるようなまちづくりを進めていかなければならないと考えています。

現在阿波市では、市民の方々の力によりまして、さまざまな事業が進められております。例えば、市民の方々がみずからの庭を開放して市内外の多くの方に見ていただくオー



プンガーデンの事業、あるいは商工会議所の青年部の方々によります阿波市の納涼祭、あるいは各種の団体による阿波deフェスタ、またやすらぎ空間整備事業におきましては広域農道沿いへの桜などの植樹を行っておりますし、善入寺島あるいは切幡寺など、遍路道沿いへのヒガンバナの植栽、さらには市民の方々がみずから野菜ソムリエの資格を取得して、阿波市産の農産物を市内外に広く情報発信していただいている、あるいは蛍祭りといったもののイベント、そういった開催もありまして、こういった取り組みが進められているところでございます。

このように、市民の方々が参画し、むしろ主役となって、行政とも協力した事業が展開されていることは、合併から10年というな年月を迎え、阿波市としての一体感、そして郷土阿波市を愛する心が深まってきているのではないかと感じているところでございます。今ちょうど合併から10年目を迎えます、市制10周年の記念事業のほうの準備も進めているところでございますが、この10周年記念事業は市民の方々が市政に参画する絶好の機会じゃないかというふうに思っております。市民の方々に広く呼びかけ、「あすに向かってともに人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」、目的とする将来像でございますけど、そういったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） ありがとうございました。

さっきちょっと言い忘れたんだけど、補助金をもらうやつ、団体がその審議会に入るっていうのはおかしいと思われるところもあるだろうけど、実際今言われた団体、全て人件費がついてないですよ、事業の中には。人件費がつかないどころか、多分実費の半分ぐらいは自分やのお金でやってる団体がほとんどやと思うんです。だから、そういう団体で協働事業だけそういう状況の中にも入っていつてもらいたいなっていう思いがありますんで、そこは誤解しないようにしてください。

協働のまちづくりは、市民と行政が対等の立場で行政サービスを行う事業であり、今後阿波市は補助対象団体との意見交換の場を確保し、お互いに知恵と汗を出し、協働のまちづくりを進めることを要望しておきます。

次に、臨時職員の正規化についてであります。

幼稚園や保育所の約6割の臨時職員については、地方公務員法第22条の適正運用や同一労働、同一賃金の労働の原則を守ること、また少子化時代での幼児教育や保育の労働価

値の適正化、さらには人口減少につながる既婚率の低下の原因の一つである非正規職員の不安定雇用の解消など、臨時職員の身分保障を改善する必要があるが、阿波市は臨時職員の身分保障の改善を必要だと考えているのか答弁を求めます。また、2月議会で、昇級制度の改善策として一般非常勤、主任非常勤、統括非常勤の3層方式の導入や任期付短時間勤務職員の活用などを提案しましたが、何か検討されましたか。さらには、今後この問題の解決に向けてどう対応されるのか答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 松永議員の一般質問の3点目、臨時職員の正規化についての身分保障の改善策はについて答弁させていただきます。

本市の臨時職員につきましては、臨時的任用職員の取扱基準によりまして、地方公務員法22条第5項の規定に基づく臨時的任用をする職員で、法令上の任期は1年と定められており、1年間の期限つき採用のため昇級制度が現在ございません。なお、臨時職員の任用以外での処遇で休暇や賃金等につきましては、毎年予算編成時に近隣市町村の動向を考慮して検討しているところではございますが、阿波市におきましては、手当として時間外手当、期末手当、通勤手当の支給を行っているところであります。

次に、任期付職員の制度につきましては、条例の制定により、雇用の任期を3年から5年までと規定し、任期付職員採用を行うことはできますが、一定期間内に終了することが見込まれる業務、また一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などの制限があって、現在本市におきましてはこの制度は採用しておりません。

ご質問の件について、全国の市町村も同様の課題があらうかと思いますが、ここでちょっと参考として、全国的な流れを申しますと、あくまで民間の保育所の話でございますが、平成25年1月に国において閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策の中で、保育士の人材の確保の推進が盛り込まれております。保育士の処遇改善について、保育士の継続雇用の強化のため、具体的には保育所の運営補助金を基礎に上乗せをして、職員の勤続年数が長いほど上乗せ額を多くなる仕組みとして、保育士の離職防止に結びつけることといたしました。

ほんで、来年度より始まる子ども・子育て支援新制度には量と質が求められておって、保育士の処遇改善は特に質の向上には欠かせないものと言われております。しかし、これについては、民間のことなんですけど、先ほども申し上げましたが、阿波市においても地方公務員法などというルールがございます。だけん、今後も臨時職員の賃金などの待遇の

改善につきましては、労働意欲の低下を招くことがないように、また子育て支援等が充実するように、近隣はもとより、全国的な事例を参考にいたしまして調査研究を重ね、対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 答弁をいただきました。法律の基準がある。任期付短時間勤務は条例ができたって、一定の期間で終了、3年とか最大5年だったか、終了するようのものでなければならない。今22条第5項で引用されてる条文、1年以内になくなる職を、1年以内に今臨時保育士ってなくなりますか。保育所の6割が臨時保育士で運用しとんで。変な、片方はほうやって雇うて、片一方はほれがないからでけんやいう話ではないと思うんよね。だって、だから法律自体が妙なことになつとるような気がしますけど。このほんまに6割の人がずっと毎年、何年も働きよんのに、この法律によりゃあ1年以内になくなる職をっていうこと、なんちゃなくなる。なくなるんだったら、保育所がなくなってしまいます。

それと、僕思うんですけど、いつも、さっきの話もそうやけど、行政はいろいろな法律やルールで縛られてて、民間みたいにはできませんよっていう話よくされるんやけど、ルールや法を改正する、法を成立させたり改正するんはあなたたちの得意わざじゃないですか。民間以上に得意とすることやと思うんです。ただ、そこにまで働きかけたり、それをうまく活用して、できないことはないような気がします。一度検討してみてください。

幼稚園や保育所では臨時職員がクラスを担当して、保護者への対応のために責任の増加や事務量の増加など、労働の量と質ともに増加しています。臨時職員の労働評価制度をつくり、賃金に反映すべきではありませんか。また、現在は保育所の施設があり、預けたい人がいる。保育士がいなために待機児童になっています。保育所での途中入園の待機児童の対応に保育士の短期間雇用を活用するなど、解消に努めるべきではありませんか。

阿波市は、職員数が減少する中で、精神的ストレスで病気になる人もいると聞きました。職員のワークシェアリングに取り組み、職員のストレス解消、雇用の場の増加、福祉の向上、臨時職員の正規化に取り組むべきではありませんか。現在民間では人口減少による労働不足の状況の中で労働者の多様な働き方に対するため、短時間勤務や家庭での仕事など、労働者の立場に立ち、働く場所や時間、労働条件を選択できる多様な雇用形態をつくり出しています。阿波市においても、労働人口が減少する時代の中で、労働力の確保、

子育て支援や臨時職員の処遇改善にも役立つ多様な雇用形態をつくり出すべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） ただいま松永議員のほうよりいろんな提言をいただきました。全国的な就労者の中で、現在アベノミクスの実行後も非正規労働者の数は40%を切っているとも言われております。こういった現代社会の中で、阿波市におきましても、法令の遵守の中でいろんなところを研究しまして、働く者の働きやすい、ストレスのたまらない職場につながるようなことを検討を重ねていきたいということで、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） アベノミクスで何か非正規職員が40%切ったんですか。ほんなら、阿波市も保育士の60%は切らないかんよね、頑張ってる。

最後に、質問いたします。

副市長、この正規化については、国や県の財政支援や法改正が必要だと思います。それで、いろいろな観点から副市長の名案を聞きたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員の再々問ですか、お答えしたいと思います。

臨時職員の正規化等についての妙案はないのかということでございます。

臨時非常勤の職員につきましては、国あるいは地方自治体ともに年々増加傾向にあると言われておりまして、阿波市におきましてもその例外ではないところでございます。全国各自治体、いろいろ検討は重ねてるようではございますが、なかなか妙案が見つからないというのが現状でございます。その背景といたしましては、大きな国の流れとして人件費を抑制していくというふうなものがございまして、それによりまして職員定数の適正化、実際は削減でございますけれども、それで正規職員がどんどん減っていくと、そういう面もございまして、阿波市におきましては、それに加えまして、子育て支援の充実としてゼロ歳児保育や障害児保育による職員の加配というものも行っておりまして、この部分にこの臨時職員を充てているという、そういった実情もございまして。

阿波市は、合併以来、行政改革を積極的に進めておりまして、事務の効率化、民営化などによりまして、合併当時の495人という正規職員、現在は382人ということで、約

110人、23%の大幅な人員削減を行っております。また、本市の財政構造を見ても、自主財源が3割程度と極めて少なく、多くは国からの支出金に頼っているというのが現状でございます。今後さらに、地方交付税の減額であるとか、ますます財政状況が厳しくなることが予想されるところでございます。こうした将来見通しの中で、持続可能な行政サービス、これを提供をしていくためには、阿波市が今現在独自に臨時職員を採用しておりますが、それを大幅に正規職員に切りかえるということとか、あるいは臨時職員の賃金等を大幅にアップすると、そういったことは極めて難しいものと考えております。

現在国の大きな方向としては、外部委託、すなわち指定管理者であるとか民営化の方向に進んできております。今後もそういったニーズの高まりが予想される低年齢児の保育、こういうものに対応するためには、例えば久勝保育所では指定管理を入れておりますけれども、こういったものを参考といたしまして、公立保育所の民営化っていうのも選択肢となるのではないかと考えております。

市といたしましても、市政運営上、これら多くの臨時職員の方々が果たす役割は大変重要なものと認識しております。報酬や賃金、あるいは勤務形態につきましても、できるだけ弾力的な形態、こういったものも研究をする、あるいは職務内容、専門性、そういったものに合わせてその賃金、そういったものも考えていくということで、近隣自治体あるいは国の状況なども十分研究もし、また勘案をいたしまして、今後におきましても適切な設定となりますように努力をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） ありがとうございました。

さっき教育長から教えてもらったんやけど、小学校、中学校の先生の臨時職員は経験年数とかでついていくらしいです。県の先生の中にはそういう臨時の職階制度もあるみたいなんで、臨時の中にも、正直言うて保育士でも幼稚園の先生も同じだと思うんやけど、半分ぐらいは臨時で家庭中心でいきたいっていう人おるんです。それと、この保育の世界で伸びていきたいという。そこいらも一緒のような給料体系とか、ほの基準で縛ったり、ほれから幼稚園の担当になると、保護者の対応もせないかんわ、ごっつい責任も重うになるわ、事務量も計画も立てにゃあいかんわ、保育士も一緒なんやけど、そういう段階が出るんだから、皆さんの職員の職務職階制度の中で、担当になろうがならないが階層が変わらないやいう意見を言われた職員おるけど、1,000万円の枠の中でどんどん上がって

く人の階層と、200万円以下の、これ何しても10年しても200万円いかぬ人の階層やいうんは違うと思うので、そこはそこで、臨時だけの中での職務職階とか、そういう部分、労働評価か、そういうもんで500円でも1,000円でもつけていく仕組みを今後は考えていってほしいな。だから、教育長いことを言ってくれました、本当に。そういう、だけんやる気になればできるんじゃないけど、だからこれは調べとるはずやけど、調べてなかったんかな。ほなけん、松永は気に食わんけど、前向きに取り組んでください。

一応まとめさせてもらいます。

安倍政権は、女性の輝く社会の実現を成長戦略の柱に据えています。私は、女性が一番輝いているのは幼子を抱いた母親の顔、母親にほほ笑む幼子の顔だと思っています。しかし、阿波市では50年前に比べて、給料は1.1倍に、買うことのできる商品は5.5倍になったのに、幼子を抱く母親は2割になりました。国は、人口減少によって30年後に全国の半分の市町村が消滅する可能性があると言っているのに、経済最優先の政策を進めています。阿波市においては、女性が担ってきた子育てや介護などの労働価値を上げることから女性が輝くまちづくりに取り組むことを要望して、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで10番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 9 議案第 49号 平成25年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第50号 平成25年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第51号 平成26年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第52号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第53号 平成26年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第54号 平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第55号 平成26年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第56号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第57号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第58号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第59号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第60号 阿波市保育の必要性の認定の基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第61号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（木村松雄君） 次に、日程第2、議案第42号平成25年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、議案第61号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの計20件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

16日午前9時30分から決算審査特別委員会、17日午前10時から総務常任委員会、午後1時30分から観光開発特別委員会、18日午前10時から文教厚生常任委員会、19日午後10時から産業建設常任委員会、午後1時30分から地域活性化インターチェンジ設置特別委員会です。

なお、次回本会議は、26日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時54分 散会